

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

## 専 決 処 分 書

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月16日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和3年10月27日（水）午後4時6分
- 2 事故発生場所 かすみがうら市柏崎1553番地4地先
- 3 相手方 （住所） XXXXXXXXXX  
（氏名） XXXXXXXXXX
- 4 事故の概要 県道を走行していた公用車と相手方車両が、すれ違い時に接触した。
- 5 示談内容
  - (1) 過失割合 かすみがうら市50% 相手方50%
  - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 25,361円  
相手方 （公用車修理不要のため）0円
  - (3) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。